

西宮市一般廃棄物処理施設整備事業にかかる 設計・施工・維持管理および設計・施工一括発注方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般廃棄物処理施設整備事業に係る競争入札を、設計・施工・維持管理および設計・施工（以下「設計・施工等」という。）を一括で総合評価落札方式により実施するために必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合評価落札方式 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2第1項及び第2項の規定（第167条の13の規定により準用を含む。）に基づき、価格、その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。
- (2) 設計・施工等一括発注方式 設計・施工・維持管理について分離発注の原則の例外として、入札を希望する者から入札前に設計施工、及び維持管理に関する技術提案（以下「提案」という。）を受け、当該提案に基づき入札を行う方式をいう。

(一般廃棄物処理施設整備事業検討委員会)

第3条 市長は、一般廃棄物処理施設整備事業を、設計・施工等一括発注方式で実施するにあたり、落札者の決定を行うために、西宮市一般廃棄物処理施設整備事業検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

2 検討委員会の運営について必要な事項は、別途定める。

(対象事業)

第4条 設計・施工等一括発注方式の対象とする事業は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 一般廃棄物処理施設整備事業において、入札参加者の技術力の活用により、効率的かつ効果的なごみ処理運営が期待でき、コスト削減、工期短縮等を図ることができる事業
- (2) 入札参加者が有する設計技術、施工技術等を一体で活用することにより、入札価格を総合的に評価することが妥当な事業

(実施方針の公表)

第5条 市長は、入札を実施する前に、入札参加希望者の意見等を把握するために、事業の概要や入札参加要件等を掲載した実施方針を公表することができる。公表後、必要に応じて、実施方針を変更することができる。

(要求水準書、落札者決定基準等)

第6条 市長は、設計・施工等一括発注方式により入札を実施する場合、事前に要求水準書、落札者決定基準その他の必要な事項について定めなければならない。

2 前項により定められた事項については公開し、周知を図らなければならない。

(学識経験を有する者からの意見聴取)

第7条 市長は、令第167条の10の2第4項の規定に基づき、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ西宮市附属機関条例(平成25年西宮市条例第3号)に規定する西宮市一般廃棄物処理施設整備事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)に諮り、意見を聴取しなければならない。

(入札公告)

第8条 市長は、設計・施工等一括発注方式により入札を実施する場合、次の事項を明示するものとする。

- (1) 当該入札公告に係る事業が設計・施工等一括発注方式の対象事業であること
- (2) 市の策定した基本計画及び要求水準書等の内容に基づき、技術提案を求めること
- (3) 次の①から⑤に掲げるものを含む事業概要であること

- ①事業名
- ②事業場所
- ③事業概要
- ④求める技術提案内容
- ⑤予定工期

(4) 入札参加に必要な要件

(5) その他必要な事項

2 市長は、前項の規定による事項は、公告後速やかに公表しなければならない。

(技術提案書の審査)

第9条 入札参加者から提出された提案については、選定委員会において審査を行い、落札者候補の選定を行う。ただし、落札者候補は次に掲げる要件に該当しなければならない。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
- (2) 最低制限価格を設定した場合、その価格を下回らないこと。

(落札者の決定)

第10条 落札者の決定については、前条により選定された落札者候補について、検討委員会において審議し、妥当と判断された場合、落札者として決定することができる。

(入札結果の公表)

第11条 市長は、落札者の決定がなされた後、速やかに入札結果を公表しなければならない。

(その他)

第12条 市長は、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月15日から実施する。